令和8年4月1日から 自転車の違反に青切符が導入

取り締まり対象年齢は16歳以上

自転車へ交通反則通告制度が適用

交通反則通告制度とは...

信号無視など比較的軽微な交通違反（反則行為）に対して警察官が青切符を交付し、指定された反則金を納めれば刑事罰を科されない仕組みです。

制度適用の理由

令和6年中に発生した自転車乗車中の死亡・重傷事故のうち、約4分の3には自転車側にも法令違反があります。
自転車も車両の仲間です。
そのため、青切符の導入により、自転車の交通ルールの遵守を図ります。

自転車が対象となる罰則 ※一例

反則金 12,000円
携帯電話使用

反則金 5,000円
一時不停止

反則金 6,000円
踏切不停止

反則金 3,000円

イヤホン使用

ライト不点灯

並進走行

2人乗り走行

自転車用ヘルメット購入費補助金

今年度購入したヘルメット 3月31日までに申請を！

対象のヘルメット
・令和8年度に購入したヘルメット
・安全基準を満たしたマーク
（SG、JCF、CE、GS、CPSCマーク等）

補助金額
・購入費用の2分の1（上限額3,000円）
・1人につき1回限り申請可能

申請方法
・購入後に必要書類を同課または支所へ直接提出
・必要書類の詳細は同課または市HPより入手可能

問い合わせ
・地域づくり課　TEL：(0263)71-2495

自転車の交通ルールを守ろう

自転車安全利用五則

1.車道は原則、左側を走行
　歩道は例外、歩行者を優先
2.交差点では信号と一時停止を守り安全確認
3.夜間はライト点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用

ヘルメット着用促進動画

安曇野市では、市全体のヘルメット着用率を上げるため、着用促進動画を作成しました。

市公式Youtube